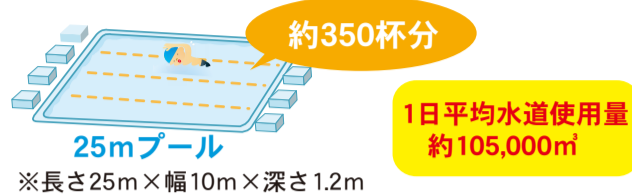


平成25年度 那覇市の水道水質検査結果 **安全で安心できる水道水を供給します!**

No.	水質検査項目	水質基準等	水道水質定期検査結果 (年平均値)		備考
			西原系小祿南風公園	北谷系壺川中公園	
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
3	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	金属類
4	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
5	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	無機物質
6	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
7	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	揮発性有機物
8	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	
9	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	消毒副生成物
10	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.043	0.037	
11	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.005	<0.005	金属類
12	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	
13	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.001	0.001	無機物質
14	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	18.5	34.0	
15	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	36	99	有機物質
16	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	
17	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L以下	0.8	0.8	基礎的性状
18	pH値	5.8以上、8.6 以下	7.5	7.5	
19	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	衛生的措置
20	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	
21	残留塩素	0.1mg/L以上 目標値:1mg/L以下	0.6	0.6	

那覇市の水道使用量について

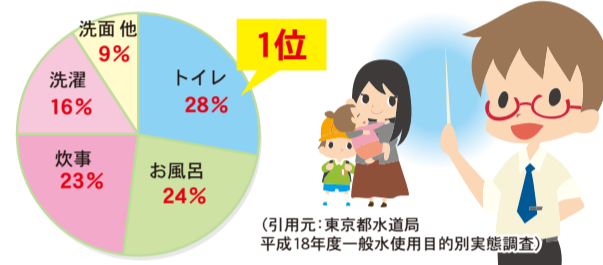
那覇市で1日に使われる水道使用量は平均すると、約105,000m³になります。これを25mプールに換算すると約350杯分の量に相当します。



また、1人1日平均水道使用量は約330ℓとなり、バケツ(12ℓ)に換算すると約28杯分に相当します。



一般家庭における生活水の使用割合



- 紙面の都合により検査項目及び採水場所を一部抜粋して掲載しています。
- 那覇市では、水道法第4条に基づく水質基準に加えて水質管理目標設定項目(一部)と自主的に行う項目も含めて70以上の項目を検査しています。水道水質結果については、上下水道局ホームページで公表しています。
全検査結果がら異常は認められませんでした。

- 那覇市には沖縄県企業局が管理する西原浄水場、及び北谷浄水場の2系統から浄水が供給されています。
- 検査結果で示される「<(数値)」は、(数値)未満の意味です。
- 水道水質についての疑問・質問等は、配水課(TEL:098-941-7806)にお問い合わせ下さい。

～漏水の発見にご協力を～

公道漏水について

上下水道局では資源の有効利用のため、日々漏水防止業務に努めていますが、水道管路においては老朽化により損傷が起こり、漏水が起こり得る可能性があります。また、地上に湧き出るような漏水ともなると、放置しておくことで道路陥没などの二次災害の原因ともなりえます。

このようなことから、お住まいの近くにおいて次のような状況等が見られましたら、上下水道局までご一報ください。

- ・普段は乾いている道路で雨が数日も降らないのに水が湧き出している。
- ・普段は流水のない水路や側溝にきれいな水が流れている。



湧き出す漏水



道路陥没!!



修繕完了

宅地内漏水について

みなさまの財産である給水管等においては、老朽化等によりどこの家庭でも漏水が起こり得る可能性があり、漏水を放置すると水道料金にも影響を及ぼします。

そうならないように日ごろから漏水がないか確認することをお勧めします。

《家庭で行える漏水チェック方法》

- ① 家庭内にある蛇口を全て閉めます。
- ② タンクのある家庭は、満水になるまで待ちます。(30分程度)
- ③ 水を使わない状態でメーターのパイロット(右写真)が回転していれば漏水の可能性がります。



パイロット(赤または銀色の歯車のようなもの)

☆水は大切な資源です。漏水かな?と思ったら下記にご連絡ください。
【お問い合わせ】管理課 TEL: 098-941-7805

漏水修繕工事の際のご協力をお願い

上下水道局では漏水調査等で宅地へ引き込む給水管の漏水を発見した際、一般家庭用についてはメーター1次側(メーター手前)までを局費用にて修繕しております。

その際、宅地の奥にメーターを設置されているお宅につきましては公道側(公私境界線から1.5m以内)へ設置箇所の移動をお願いしております。

これにより、メーター検針業務等の際に作業の効率化が図られるとともに、宅地内への立ち入りの解消にもなりますので、工事の際にはご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



イメージ図

修繕前
検針員が宅地奥まで入らないと作業ができないため、作業効率が落ちる。

修繕後
検針員が宅地奥まで立ち入ることもなく作業効率が上がる。

